

はじめに

総合計画とは

総合計画は、総合的かつ計画的にまちづくりをすすめる行政運営の指針として、市民生活の様々な分野の施策を明らかにしたもので、本市が策定する各種の計画や施策の基本となるものです。

総合計画がめざすまちづくりは、基本的人権の尊重と法の下での平等を基調に、すべての市民が平和で安心して、健康で文化的な生活を営むことができるような社会をつくることです。

21世紀初頭の今、わが国は人口減少の時代をむかえます。そして、市民や行政を取り巻く様々な環境にはたくさんの課題が提起されています。

本市の総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されます。基本構想は、いま提起されている、様々な課題の解決に取り組み、本市の将来に対する

長期的な展望のもとに、地域社会共通のまちづくりの目標となる望ましい将来像を示して、まちづくりをすすめていくための理念やそれを実現するための施策の方針などを明らかにしたものです。

基本計画及び実施計画では、この基本構想をもとにした具体的な施策展開や事業実施について策定いたします。

総合計画は、地域社会づくりや本市の行財政運営などをすすめるための指針となります。そのため、市民、国、県、他の市町村等に対して本市がめざす地域社会づくりの方向を示すとともに、その実施にあたっては相互の適切な役割分担のもとでの積極的な参加と協力により連携してすすめていくことが大切な条件になります。

第1章 「ふじさわ総合計画2020」策定の趣旨

近年、わが国では、高度情報化社会の進展、地球規模での環境問題の深刻化、少子高齢社会の到来、バブル経済の崩壊に起因する大恐慌型の平成不況など、経済情勢、社会情勢が激変し、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に代表される社会制度や経済システムの抜本的な改革が求められています。

本市においてもこれらの影響を受け、市民生活を取り巻く環境は大きく変化し、同時に多くの行政課題が発生しています。時代の激しい変化に伴う市民生活への対応や、社会情勢、経済情勢に即応した行政運営の効率化と円滑化を強力に推進していかなければなりません。そのためには、これまでの枠組みや制度などを積極的に改革するとともに、新しい時代に適合した新しいシステムの創造に努め、市民サービスの一層の向上と効率的な運営を図っていく必

要があります。

また、市民や地域社会のニーズに十分対応できる「市民が一生安心して暮らせるまち」とするため、これまでの総合計画の果たしてきた役割と変化の激しい社会状況を踏まえ、かつ21世紀初頭を十分に見据えた総合計画を新たに策定し、目標達成や課題の解決を図っていく必要があります。特に、地域の産業や経済の活性化、情報ネットワーク社会の構築、地域環境保全の対応、少子高齢社会の到来、本格的な分権社会への対応などを、長期的な観点から十分に研究して、将来像を描いていく必要があります。

このような観点をふまえ、「ふじさわ総合計画2020」の基本構想を1999年2月に、基本計画を2000年6月に、実施計画を2001年3月に策定しました。

